

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たると翌日)に
当り)

目次

- ◇ 告示 健康保険法による保険医療機関の指定
 国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理
 があつたものとみなされるもの
 結核予防法による医療機関の指定
 土地改良法による換地計画の適否の決定
 河川予定地の指定
 道路の位置の指定
 道路の区域の変更
 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施

告示

鳥取県告示第四百五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険

薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十五年六月二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
田村医院	鳥取市掛出町一	耳鼻咽喉科、内科、小児科	田村節治	昭和四十五年五月十五日
宝意内科医院	米子市万能町一六	内科、小児科	宝意武彦	昭和四十五年五月十五日
足立歯科医院	境港市相生町一〇三	歯科	足立 栄	昭和四十五年五月二十一日
船木歯科医院	東伯郡赤碓町赤碓	"	船木 享	昭和四十五年五月二十九日
灘尾歯科医院	東伯郡赤碓町赤碓一、三五四	"	灘尾健治	昭和四十五年五月二十九日
米川外科医院	米子市両三柳大八八〇の一	外科、胃腸科、整形外科、皮膚泌尿器科、肛門科	米川 温	昭和四十五年五月十五日
井上医院	八頭郡用瀬町大字用瀬壱七の六	皮膚科、内科、外科、放射線科	井上 武	昭和四十五年五月一日
熊谷歯科医院	鳥取市今町二丁目九六	歯科	熊谷敬一	昭和四十五年五月十五日

鳥取県告示第四百六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年)

年政令第三百六十三号) 第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十五年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
井上 医院	八頭郡用瀬町大字用瀬 四五七の六、	昭和四十五年五月一日
米川 外科 医院	米子市両三柳大沢 八八〇の一	十五日
熊谷 齒科 医院	鳥取市今町二丁目九六	"

鳥取県告示第四百七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。
昭和四十五年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十五年五月十八日	上田耳鼻咽喉科医院	倉吉市山根 四八八の一	上田 博昭

鳥取県告示第四百八号

昭和四十五年三月十八日付で倉吉市鴨河内千五百五十四番地二若土地改良区から申請のあつた倉吉市若土地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五

十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十五年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十五年六月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所

鳥取県告示第四百九号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第五十六条第一項の規定により、次の土地(一級河川天神川の河川区域内の土地を除く。)を河川予定地として指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防課において、一般の縦覧に供する。
昭和四十五年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

河 川 予 定 地 の 指 定 場 所
鳥取市百谷一八三ノ一
" 一八三ノ五
" 一八三ノ四
" 一八三ノ三

一七〇ノ七
 四五三ノ一の一部
 一六二ノ三
 及びこれらの土地に接続する国有地

鳥取県告示第四百十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年五月二十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市宮川町一八八ノ八 共栄土地 有限会社 代表取締役 大原 吉友	倉吉市福守町字上河原一七〇ノ九 一七〇ノ七 一六二ノ八 一六〇ノ二一 一六〇ノ一五 一六〇ノ二六 一六一ノ八 地先農道 一六一ノ八 地先水路 一七〇ノ七	幅員 五・一〇メートル 延長 一五三・九〇メートル

鳥取県告示第四百十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年五月二十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市安倍七三 平田 集安	米子市安倍字清水谷四七六の一部 四七七 四七八 四八〇 四八一 四八二ノ三	幅員 四・〇〇メートル 延長 一三三・〇〇メートル

鳥取県告示第四百十二号

道路（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十五年六月二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十五年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	変更前	敷地の幅員	延
県道	本宮淀江線	西伯郡淀江町大字福井字橋本一三三の一の先から	大字淀江字堀二四四の先まで	変更前 四・五 六・五	一、〇一・〇	メートル
		変更後	五・〇 九・〇	一、七三九・〇		メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十九号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年六月二日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十五年六月十一日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市瓦町三七二 森 田 美 代 子

鳥取市今町一丁目五一四の二 谷 口 喜 代 美

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】